

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を公布する。

平成21年6月30日

京都市上下水道局管理規程第4号

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第37条の6に次の2項を加える。

- 6 前項の規定により超過勤務手当の支給を受ける職員に対する第2項に規定する宿直手当については、超過勤務手当を受ける時間1時間につき、同項の規定による額の61分の4に相当する額を、同項に規定する日直手当については、超過勤務手当を受ける時間1時間につき、同項の規定による額の35分の4に相当する額を減額する。
- 7 前6項に定めるもののほか、宿日直手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)